

# 江 東 区 公 報

告 示

## 目 次

## ◎告 示

平成21年度上半期の財政状況の公表について(314) .....	1
人事行政の運営等の状況の公表について(315) .....	3
(別紙)	

## ◎江東区告示第314号

江東区財政状況の公表に関する条例(昭和39年3月江東区条例第5号)に基づいて、平成21年度上半期の財政状況を別紙のとおり公表します。

平成21年12月21日

江東区長 山崎孝明

## 平成21年度上半期の財政状況

～ 江 東 区 ～

## 1 平成21年度予算等の概況

## (1) 上半期予算の執行状況

平成21年4月から9月までの歳入歳出の執行状況については、以下のとおりです。

平成21年度予算については、平成21年6月に一般会計の補正を行いました。

(平成21年9月30日現在)

会計区分	予算現額 (円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	支出済額 (円)	支出率 (%)
一 般 会 計	158,918,958,490	80,805,799,108	50.8	73,402,869,010	46.2
国民健康保険会計	48,685,000,000	17,440,769,272	35.8	19,887,096,551	40.8
老人保健会計	145,000,000	162,504,147	112.1	34,010,783	23.5
介護保険会計	20,294,000,000	8,768,304,103	43.2	7,765,139,565	38.3
後期高齢者医療会計	5,927,000,000	2,617,186,446	44.2	1,936,964,338	32.7
合 計	233,969,958,490	109,794,563,076	46.9	103,026,080,247	44.0

※一般会計には、繰越明許費繰越額(7,276,035,490円)及び事故繰越し繰越額(91,923,000円)を含みます。

## (2) 平成21年度補正予算(第1号)の状況

一般会計補正予算(第1号)の内容は以下のとおりです。

(平成21年6月25日第2回区議会定例会可決・39億5,800万円の増額補正)

・南部地域総合病院整備事業……………39億5,800万円

## (3) 区民負担の状況

区が事業を行うために必要な経費を支える収入のうち、区民の皆さんがどのくらい負担しているか、最も身近な特別区民税についてみてみますと、以下のようになります。

	区民税調定額 (千円)	人口 (人)	1人当たり負担額 (円)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり 負担額 (円)
平成21年9月30日現在	41,717,400	465,442	89,630	221,582	188,271

※人口には、外国人登録数を含みます。

## (4) 区有財産

区で保有している財産は、下の表のとおりです。

(平成21年9月30日現在)

区 分	数 量	金 額 (円)	構 成 比 (%)
土 地	1,402,064.16 m <sup>2</sup>	322,053,201,000	58.8
建 物	825,182.36 m <sup>2</sup>	137,850,996,000	25.2
基 金	21 基金	78,039,327,189	14.2
工 作 物		3,808,185,000	0.7

物 品	2,880 点	3,408,045,494	0.6
貸 付 金		1,022,665,520	0.2
有価証券等		1,076,561,063	0.2
立 木	6,015 本	540,706,000	0.1
合 計	—	547,799,687,266	100.0

区民 1 人当たり 1,176,945

## (5) 基金現在高

平成 21 年 9 月 30 日現在の区の基金残高は下の表のとおりです。21 基金のうち、剰余金や財産売却収入等を計画的に積立て、事業目的に応じて繰入れる「積立基金」(10 基金)と、利子等の運用益や貸付等により事業を行う「定額運用基金」(11 基金)があります。

(平成 21 年 9 月 30 日現在)

積立基金	金額(円)	定額運用基金	金額(円)
財政調整基金	20,808,321,975	私立幼稚園施設整備資金融資基金	20,000,000
減債基金	3,518,101,000	用地取得基金	6,000,000,000
公共施設建設基金	24,357,568,000	中小企業融資基金	4,200,000,000
防災基金	4,345,214,000	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	70,000,000
学校施設改築等基金	10,137,394,264	国民健康保険出産費資金貸付基金	10,000,000
文化・スポーツ振興基金	4,534,000	高額介護サービス費等貸付基金	20,000,000
エコ・リサイクル基金	897,973,950	私立保育所施設整備資金融資基金	100,000,000
区営住宅整備基金	895,965,000	住宅修築資金融資基金	90,000,000
介護給付費準備基金	1,825,504,827	私立高等学校等入学資金融資基金	42,000,000
介護従事者処遇改善臨時特例基金	281,750,173	用品調達基金	15,000,000
合 計	67,072,327,189	公共料金支払基金	400,000,000
		合 計	10,967,000,000

## (6) 区債現在高

平成 21 年 9 月 30 日現在の区債残高は下の表のとおりです。今後、学校施設の新設・耐震補強等の区債発行を予定しています。なお、一時的に支払資金が不足する場合に、年度内に返済することを条件に金融機関などから借り入れる「一時借入金」は、平成 21 年 9 月 30 日現在ありません。

(単位：千円)

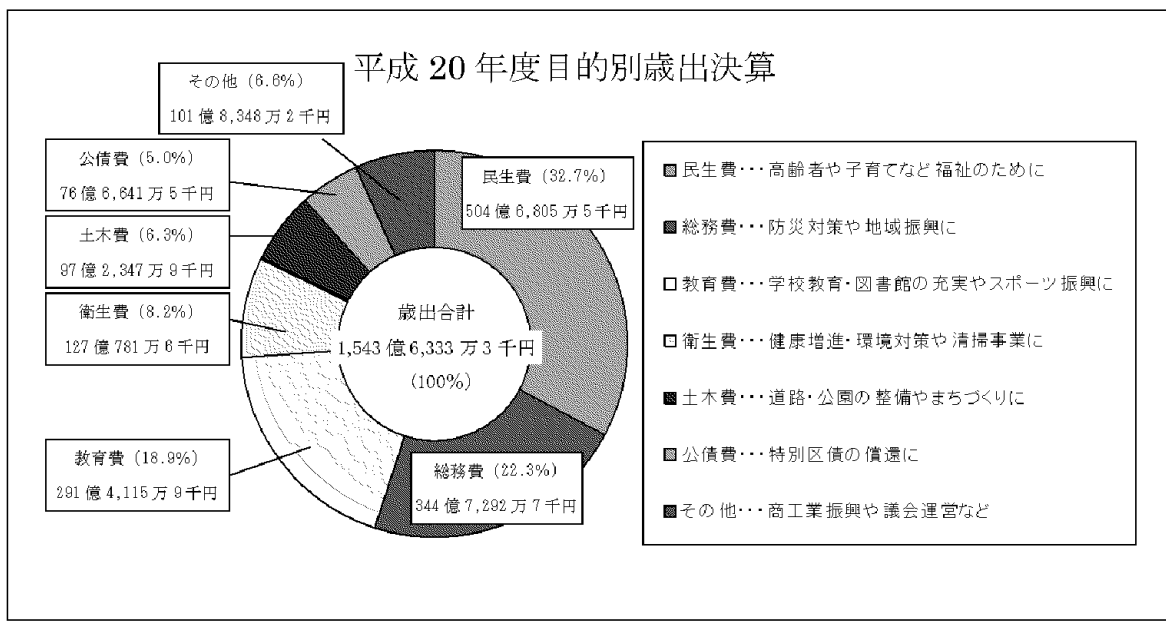
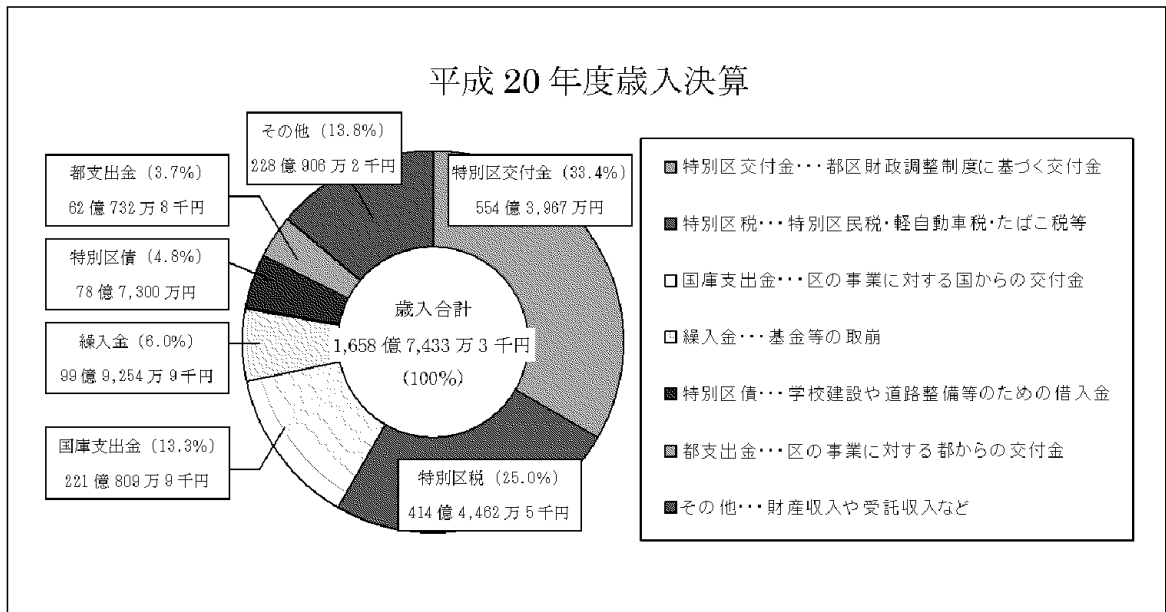
区 分	20 年度末 現在高	21 年 9 月 30 日 現在高	21 年 10 月以降 元金償還見込	21 年 10 月以降 起債発行見込	21 年度末 現在高見込
教育事業	21,296,070	20,715,029	671,471	1,792,000	21,835,558
庁舎等	1,571,158	1,387,098	363,474	0	1,023,624
厚生福祉事業	1,506,629	1,423,561	260,673	0	1,162,888
土木事業	1,324,738	1,324,738	64,549	27,000	1,287,189
保健衛生事業	565,526	565,526	71,223	0	494,303
住民税減税補てん債	4,859,467	0	0	0	0
臨時税収補てん債	0	0	0	0	0
合 計	31,123,588	25,415,952	1,431,390	1,819,000	25,803,562

## 2 平成 20 年度決算の概況

## (1) 歳入歳出決算総括

会計区分	予算現額 (円)	収入額 (円)	収入率 (%)	支出額 (円)	支出率 (%)
一般会計	166,169,716,400	165,874,333,218	99.8	154,363,332,961	92.9
国民健康保険会計	46,951,000,000	45,885,488,447	97.7	45,607,645,782	97.1
老人保健会計	3,107,000,000	3,075,288,936	99.0	3,047,929,629	98.1
介護保険会計	18,602,000,000	18,456,385,865	99.2	18,027,893,618	96.9
後期高齢者医療会計	5,179,000,000	5,302,803,142	102.4	5,080,147,671	98.1
合 計	240,008,716,400	238,594,299,608	99.4	226,126,949,661	94.2

(2) 一般会計歳入歳出決算



◎江東区告示第 3 1 5 号

江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年 3 月江東区条例第 1 号）に基づいて、人事行政の運営等の状況を別紙のとおり公表します。

平成 21 年 1 2 月 2 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

(別紙)

江東区人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年江東区条例第1号)に基づき、前年度の江東区の人事行政の運営等の状況について公表します。

これは、職員の任用、給与の状況等を公表することによって、江東区の人事行政運営における公平性及び透明性を確保することを目的としています。

○ 公表項目

- I 職員の任免及び職員数に関する状況
- II 職員の給与等に関する状況
- III 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- IV 職員の服務、分限及び懲戒処分の状況
- V 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- VI 職員の福祉及び利益の保護の状況
- VII 特別区人事委員会の業務状況

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用選考の状況

平成20年度における採用選考については、以下のとおり実施しました。(江東区実施分)

(1) 受験資格等

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格・免許
福祉	II類	無	30歳未満	保育士の免許を有し、都道府県知事の登録を受けている者
栄養士	I類	無	30歳未満	管理栄養士の免許を有する者
看護師	II類	無	45歳未満	看護師の免許を有する者

※ 他の職種については特別区人事委員会を実施(特別区人事委員会の業務状況参照)

(2) 実施日程

職種	告示	第一次選考	第二次選考	最終合格発表
福祉	平成20年7月1日	平成20年8月24日	平成20年10月7日～10月14日	平成20年10月18日
栄養士	平成20年10月11日	平成20年11月16日	平成20年12月11日	平成20年12月22日
看護師	平成20年10月11日	平成20年11月16日	平成20年12月11日	平成20年12月22日

(3) 実施状況

職種	採用予定数	申込者数	受験者数	合格者数
福祉	約30名	172名	127名	47名
栄養士	1名	42名	32名	2名
看護師	1名	23名	23名	1名

2 昇任選考の状況

平成20年度における昇任選考については、以下のとおり実施しました。

(1) 主任主事昇任選考

① 受験資格及び選考方法

区分	受験資格	選考方法
短期	①別表の職種の職務に従事する者で、平成21年3月31日現在、2級職に6年以上在職し、年齢50歳未満の者 ②経験者<2級職>採用試験により採用され、別表の職種の職務に従事する者で、平成21年3月31日現在、2級職に3年以上在職し、年齢50歳未満の者	筆記考査、勤務評定

長期A	別表の職種の職務に従事する者で、平成21年3月31日現在、2級職に12年以上在職し、年齢39歳以上56歳未満の者	勤務評定
長期B	別表の職種の職務に従事する者で、平成21年3月31日現在、2級職に5年以上在職し、年齢55歳以上の者	勤務評定

<別表>

(事務系) 事務、社会教育	(福祉系) 福祉、心理	(一般技術系) 土木造園、建築、機械、電気、衛生監視	(医療技術系) 診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師
---------------	-------------	----------------------------	-------------------------------------

② 実施状況

区分	有資格者数	合格者数
短期	204名	40名
長期A	30名	6名
長期B	3名	0名

(2) 係長職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

区分	受験資格	選考方法
一般	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成21年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が5年以上で、年齢50歳未満の者	筆記考査、勤務評定、面接
長期	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成21年3月末日現在、2級職以上の職の在職期間が15年以上で、そのうち主任主事の職に在職する期間が7年以上の、年齢50歳以上58歳未満の者	筆記考査、勤務評定

<別表>

(事務系) 事務、社会教育	(福祉系) 福祉、心理	(技術系) 土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師
---------------	-------------	--

② 実施状況

区分	有資格者数	合格者数
一般	440名	38名
長期	325名	11名

(3) 括係長昇任選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者のうち、平成21年3月末日現在、係長、担当係長、主査又はこれに相当する職に在職する期間が7年以上で、年齢42歳以上58歳未満の者	勤務評定

<別表>

(事務系) 事務、社会教育	(福祉系) 福祉、心理	(技術系) 土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師
---------------	-------------	--

② 実施状況

有資格者数	合格者数
127名	19名

(4) 管理職選考

① 受験資格及び選考方法  
特別区人事委員会の業務状況参照

② 江東区における状況

有資格者数	合格者数
877名	7名

(5) 技能主任職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法

別表の職種の職務に従事する者で、平成21年3月31日現在、1級職に18年以上在職し、年齢41歳以上58歳未満の者	筆記考査、面接、勤務評定
--	--------------

&lt;別表&gt;

(技能系) 技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅴ、技能Ⅵ (業務系) 事務(業務)、業務

② 実施状況

有資格者数	合格者数
293名	54名

3 職員数に関する状況

平成21年4月1日現在の職員数に関する状況については、以下のとおりです。(職員数からは特別職、教育長及び地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣職員は除きます。)

(1) 職種別職員数

	一般職員					教育職員	合計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
男	711人	39人	168人	12人	310人	6人	1,246人
女	472人	722人	27人	91人	242人	104人	1,658人
計	1,183人	761人	195人	103人	552人	110人	2,904人

(2) 職層別職員数

部長級	統括課長	課長級	総括係長	係長級	主任主事	主事	技能業務	園長	副園長	教諭	指導主事
22人	10人	53人	103人	370人	1,015人	669人	552人	11人	11人	86人	2人

&lt;参考&gt;技能業務系職員の内訳

統括技能長	技能長	技能主任	技能1級職
1人	17人	169人	365人

(3) 正規職員採用者数(平成20年4月2日から平成21年4月1日)

区分	一般職員					教育職員	計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
I類	54人	2人	10人	3人	—	—	69人
II類	0人	36人	0人	0人	—	—	36人
III類	11人	0人	0人	0人	—	—	11人
経験者(2級職)	10人	0人	3人	0人	—	—	13人
技能業務系	—	—	—	—	5人	—	5人
教育職員	—	—	—	—	—	3人	3人

(注) 区分については、各選考の実施状況参照。

(4) 正規職員退職者数(平成20年4月2日から平成21年4月1日)

	一般職員					教育職員	計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
定年退職	24人	22人	4人	0人	43人	3人	96人
勸奨退職	10人	2人	1人	1人	3人	4人	21人
普通退職	6人	8人	1人	2人	3人	0人	20人
死亡	2人	2人	0人	0人	0人	0人	4人

<参考> 職員数に関する状況中の一般職員の区分の詳細は次のとおりです。

区分	職 務
事務系	一般事務・社会教育
福祉系	福祉・保育士・児童指導・心理
一般技術系	土木技術・造園技術・建築技術・機械技術・電気技術・保健衛生監視・食品衛生監視・化学技術
医療技術系	医師・歯科医師・診療放射線・歯科衛生士・検査技術・栄養士・保健師・看護師・准看護師
技能業務系	自動車運転・介護指導・電話交換・警備・作業Ⅰ・調理・用務・環境技能・作業Ⅱ・自動車運転Ⅱ・自動車整備・作業Ⅲ・一般事務(業務)・一般業務
教育職員	幼稚園教育職員・指導主事

(5) 再任用・再雇用職員数(平成21年4月1日現在)

区では高齢者の知識・経験を区民サービスの向上と行政の効率的な運営のため、定年又は勸奨退職後5年間に限りに、退職者を再任用・再雇用として活用しています。

再任用	再雇用	計
229人	109人	338人

## II 職員の給与等に関する状況

### 1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
20年度	441,262	153,773,313	4,470,754	29,235,108	19.0	21.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
20年度	2,796	11,631,080	3,457,656	5,229,676	20,318,412	7,267

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数です。

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成21年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
江 東 区	42.2歳	335,534円	452,143円	409,474円
東 京 都	43.1歳	343,903円	472,147円	—
国	41.5歳	325,521円	—	391,770円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
江 東 区	49.2歳	321,572円	426,804円	395,605円
うち用務員	51.8歳	321,985円	393,925円	384,940円
うち清掃職員	43.6歳	314,444円	459,161円	408,830円

うち学校給食員	50.3歳	315,495円	378,075円	372,990円
東 京 都	46.6歳	316,801円	422,511円	—
国	49.2歳	285,548円	—	322,737円

## ③ 幼稚園教育職員

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江 東 区	38.7歳	336,002円	429,817円
東 京 都	42.8歳	368,441円	469,685円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 21 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされています。また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。  
 3 幼稚園教育職員の東京都の欄は、小・中学校教育職員の金額等を記載しています。

## (2) 職員の初任給の状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分		江 東 区	東 京 都	国
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	I 種 181,200円 II 種 172,200円
	高校卒	143,000円	142,700円	140,100円
技能労務職	高校卒	134,900円	142,700円	—
幼稚園教育職員	大学卒	193,000円	195,600円	—
	短大卒	175,700円	178,100円	—

(注) 幼稚園教育職員の東京都の欄は、小・中学校教育職員の初任給を記載しています。

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	275,680円	326,673円	373,147円
	高校卒	228,433円	274,140円	330,429円
技能労務職	高校卒	218,100円	252,700円	291,903円
幼稚園教育職員	大学卒	313,144円	375,440円	404,404円
	短大卒	275,184円	354,536円	371,696円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

## (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	下記各職務の級に属さない職の職務	89人	7.0%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務	288人	22.5%
3 級	主任主事又はこれに相当する職の職務	310人	24.2%
4 級	係長、担当係長、主査又はこれに相当する職の職務	410人	32.0%
5 級	総括係長の職の職務	106人	8.3%
6 級	課長又はこれに相当する職の職務	48人	3.7%
7 級	統括課長の職の職務	9人	0.7%
8 級	部長又はこれに相当する職の職務	20人	1.6%

(注) 1 本区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 一般行政職の平成21年4月1日の勤務成績に応じた昇給の状況

区分	昇給区分	昇給号数	人数
管理職	A (極めて良好)	7号	3人
	B (特に良好)	5号	17人
管理職以外の職員	A (極めて良好)	7号	49人
	B (特に良好)	5号	278人

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

江 東 区		国	
1人当たり平均支給額 (20年度)		—	
1,866千円			
(20年度支給割合)	(20年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
3.00月分	1.50月分	3.00月分	1.50月分
(1.60)月分	(0.75)月分	(1.60)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 4~20%	・役職加算 5~20%		
・管理職加算 15%~20%	・管理職加算 10~25%		

(注) 支給割合は一般職員の例で、( )内は再任用職員分です。

【参考】一般行政職の勤勉手当への勤務実績の反映状況(平成20年度)

区分	成績率の段階	成績率		人数
		6月支給分	12月支給分	
管理職	最上位	111.66/100	111.06/100	3人
	上位	105.33/100	105.03/100	8人
係長級	最上位	104.82/100	104.8/100	18人
	上位	102.11/100	102.1/100	32人
一般職員	最上位	100.2/100	100.13/100	22人
	上位	100.1/100	100.06/100	30人

(2) 退職手当(平成21年4月1日現在)

江 東 区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	24.25月分	33.50月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	32.50月分	43.50月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	49.75月分	59.20月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	50.00月分	59.20月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,986千円 23,648千円			—	

(注) 1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員の平均額です。

## (3) 地域手当 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (20年度決算)			1,842,741千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)			595,008円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
江東区内	16.0%	3,105人	17%
(平成 22 年度の制度完成時)			
支給対象地域	支給率	国の制度 (支給率)	
江東区内	18%	18%	

## (4) 特殊勤務手当 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (20年度決算)		45,979千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)		120,364円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (20年度)		12.3%	
手当の種類 (手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
取締役・折衝業務手当	土木部管理課及び交通対策課職員	物件移転補償折衝及び放置自転車撤去等指導・折衝	日額240円
保健・福祉業務手当	福祉事務所、塩浜福祉園及び保健所職員	面接、訪問、相談業務及び各種検査業務	日額170～580円
特定危険現場作業手当	都市整備部建築課及び総務部営繕課職員 土木部道路課及び水辺と緑の課職員	昇降機等の検査業務	日額380円
		危険高所での検査業務	日額270円
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃事務所職員	廃棄物の処理に関連する業務	日額700円
		ごみの収集又は自動車による運搬作業に従事	日額300円 (加算)

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (20年度決算)		578,867千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)		187千円
支給実績 (19年度決算)		588,293千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)		192千円

## (6) その他の手当 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	1人あたり平均支給年額 (20年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	異なる	支給額	207,895千円	176,033円	
	(支給額)					
	配偶者または配偶者を欠く第一子					13,700円
	上記以外の扶養親族1人につき					5,500円
	特定期間の子への加算額 (16歳年度初め～22歳年度末)		4,000円			

管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に支給	異なる	職務区分、支給額	117,465千円	1,151,618円
	(支給額) 職務ごとの定額 部長職 128,600円 (同医療職) (142,400円) 統括課長 105,800円 課長職 91,100円 (同医療職) (94,800円) 幼稚園長 92,800円 教頭 56,000円				
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給	異なる	自動車等使用 距離区分	409,735千円	155,674円
	(支給額) 交通機関等の利用者 6か月定期券相当額 限度額: 1か月あたり55,000円 交通用具使用者 通勤距離により2,600~13,000円				
住宅手当	世帯主である職員に支給	異なる	支給要件、支給額	181,532千円	100,349円
	(支給額) 扶養親族のある者 8,800円 同(単身赴任手当受給者) 4,400円 扶養親族のない者 8,300円 同(単身赴任手当受給者) 4,100円				
初任給調整手当	医師、その他専門的知識を必要とする職に従事する職員に一定期間支給	異なる	支給期間、支給額	13,819千円	1,727,375円
	(支給額) 大学卒業後 1~20年 175,100円 同、 21~40年 1年ごとに減額				
休日給夜手当	休日又は深夜に勤務した職員に支給	同じ	—	129,516千円	271,522円
	(支給額) 休日給 1時間当たり給与額×135/100×勤務時間 夜勤手当 1時間当たり給与額×25/100×勤務時間				
宿日直手当	宿直、日直を行った職員に支給	異なる	勤務態様、支給額	4,568千円	61,730円
	(支給額) 宿直又は日直の1回あたり 9,300円				
管理職員特別勤務手当	管理又は監督する地位にある職員が週休日又は休日に勤務した場合に支給	異なる	支給額	3,101千円	46,284円
	(支給額) 部長職 12,000円 統括課長、課長職又は 幼稚園長 10,000円 教頭 7,000円 6時間を超える勤務の場合 150/100				

義務教育等教員特別手当	幼稚園教育職員に支給	異なる	該当制度なし	8,706千円	76,368円
	(支給額) 職務の級、号給による定額 (月額) 2,500~9,800円				
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給 (11月~翌年3月)	同じ	—	51千円	51,000円
	(支給額) 日光高原学園 (月額) 10,200円				
単身赴任手当	在勤する公署の移転等に伴い、配偶者と別居し単身で生活する職員に支給	異なる	距離制限、支給額	1,267千円	253,400円
	(支給額) 配偶者宅との交通距離による 基礎額 月額 20,000円 加算額 (100km以上) 3,000円~7,000円				

## 5 特別職の報酬等の状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	区 長	1,163,000円
	副 区 長	930,000円
報酬	議 長	930,000円
	副 議 長	801,000円
	議 員	613,000円
期末手当	区 長	(20年度支給割合)
	副 区 長	3.65月分
	議 長	(20年度支給割合)
	副 議 長 議 員	3.65月分
退職手当	区 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×500/100×勤続年数 23,260,000円 (任期毎)
	副 区 長	給料月額×340/100×勤続年数 12,648,000円 (任期毎)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

## (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

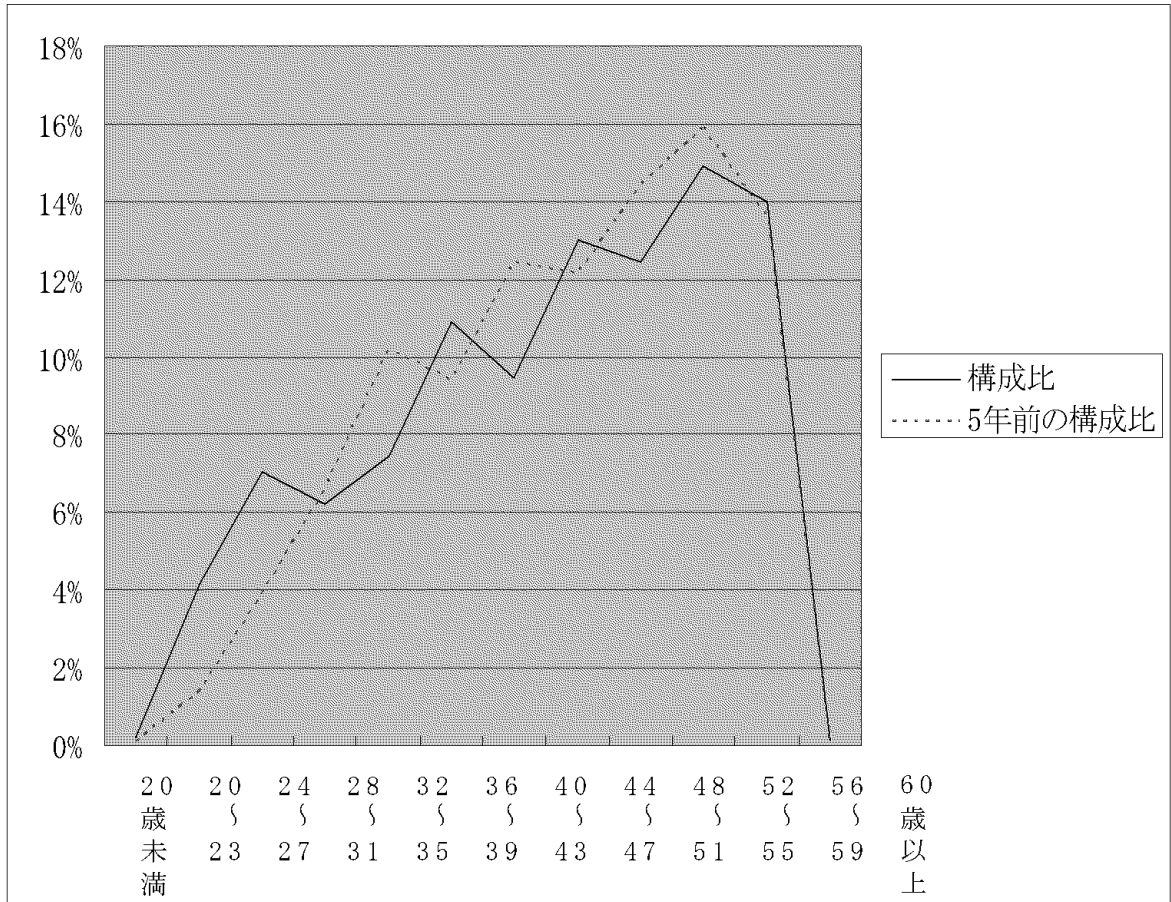
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成21年	平成20年		
一般行政部門	議会	15人	14人	1人	人員調整
	総務	392人	383人	9人	業務増
	税務	96人	95人	1人	業務増
	民生	1,140人	1,141人	▲1人	執行体制の見直し
	衛生	399人	392人	7人	業務増
	労働	1人	1人	0人	
	商工	21人	18人	3人	業務増
	土木	240人	235人	5人	業務増

	小計	2,304人	2,279人	25人	
特別行政 部 門	教育	493人	518人	▲25人	給食調理業務の委託推進、学校警備の機械化
公営企業 等 会 計 部 門	交通	0人	0人	0人	
	その他	108人	108人	0人	
	小計	108人	108人	0人	
合計		2,905人 [3,621]	2,905人 [3,621]	0人 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者及び公社等への派遣職員(特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合を除く。)を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成 21 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	121人	204人	181人	217人	317人	275人	378人	361人	434人	407人	4人	2,905人

(3) 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要  
平成 22 年 4 月 1 日現在における定員の数値目標 (集中改革プラン)

(各年 4 月 1 日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17～22年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	2,340人	2,325人	2,309人	2,279人	2,304人		▲36人	
	増減		▲15人	▲16人	▲30人	25人			
特別行政	職員数	622人	582人	539人	518人	493人		▲129人	
	増減		▲40人	▲43人	▲21人	▲25人			
公営企業等会計	職員数	103人	105人	107人	108人	108人		5人	
	増減		2人	2人	1人	0人			
計	職員数	3,065人	3,012人	2,955人	2,905人	2,905人			2,891人

	増減		▲53人	▲57人	▲50人	0人		▲160人 (92.0%)	▲174人
--	----	--	------	------	------	----	--	------------------	-------

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の正規の勤務時間 (標準的なもの)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分

(注) 施設の開始時刻及び終了時刻により変則勤務の場合があります。

2 休暇

(1) 休暇の制度概要

種 類	事 項	対象者等	日数等
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、原則として職員の請求する時季に与えられる年間一定数の休暇		一の年について20日 新規採用者は採用月により異なる。
病気休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	疾病又は負傷のため療養する必要のある職員	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間
特 別 休 暇	公民権行使等 休暇	職員が公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇	公民としての権利の行使又は公の職務を執行する職員 必要と認められる時間
	妊娠出産休暇	出産の前後における女子職員の母体保護のため、労働基準法第65条に規定する産前産後の休養を与える休暇	出産前後の女子職員 妊娠中及び出産後を通じて引き続く16週間 (多胎妊娠の場合は24週間)以内の期間
	妊娠症状対応 休暇	妊娠中の女子職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合の休暇	妊娠中の女子職員 引き続く10日以内の範囲において日単位で1回に限り承認
	早期流産休暇	妊娠初期において流産した女子職員が、安静加療を要する等のため、勤務することが困難な場合における休暇	妊娠初期において流産した女子職員 流産した日の翌日から起算して引き続く7日以内
	母子保健健診 休暇	妊娠中又は出産後の女子職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるための休暇	妊娠中又は出産後1年を経過しない女子職員 健康診査又は保健指導を受けるために必要と認められる時間
	妊婦通勤時間	妊娠中の女子職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	妊娠中の女子職員 正規の勤務時間の始め又は終わりに、それぞれ30分又はいずれか一方に60分の範囲内
	育児時間	生後1年3月に達しない生児を育てる職員に対して、哺育のために休憩時間及び休息時間とは別に勤務時間中に与えられる時間	生後1年3月に達しない生児を育てる職員 1日2回、1回45分(計90分)
	出産支援休暇	男子職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産する配偶者のいる男子職員 出産の前後を通じて、日を単位として2日以内で承認

育児参加休暇	男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇	出産する配偶者のいる男子職員	男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日以内で承認（※養育の必要がある子がいる場合には出産予定日の8週間前から取得可能）
生理休暇	労働基準法第68条に定める生理日の勤務が著しく困難な女子に対する措置として、休養を与える休暇	生理日の勤務が著しく困難な女子職員	職員が請求した日数
慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚する職員、親族が死亡した職員、父母の追悼のため特別な行事を行う職員	結婚する場合…引き続き7日、親族が死亡した場合…親族の種類により定められた日数、父母の追悼のために特別な行事を行う場合…1日
災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失等したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	自然災害により現住居が滅失又は損壊した職員	日を単位として、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間
夏季休暇	夏季の期間（7月1日から9月30日まで）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇		原則として、日を単位として5日以内
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	ボランティア活動をする職員	1年につき、5日の範囲内で必要と認められる期間
リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進する等、公務能力の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	①満53歳に達した者 ②満43歳に達した者	①日を単位として引き続き3日以内 ②日を単位として引き続き2日以内
子の看護のための休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員	1年につき、原則として日を単位として5日以内
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	介護を必要とする配偶者、父母、子、配偶者の父母等がいる職員	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間。日、時間を単位として利用することができる。

## (2) 年次有給休暇の取得状況

職員区分	取得期間	平均取得日数
一般職員	平成20年1月1日から平成20年12月31日	14.9日
幼稚園教育職員	平成20年4月1日から平成21年 3月31日	7.4日

(3) 介護休暇の取得状況（平成20年4月1日から平成21年3月31日）

区分	介護休暇取得者
男子職員	1人
女子職員	3人
計	4人

3 育児休業等の取得状況（平成20年4月1日から平成21年3月31日）

(1) 趣旨

育児休業、部分休業及び育児短時間勤務制度は、子を養育する職員が勤務を継続しながら育児を行うことを容易にし、職業生活と家庭生活の調和を図ることで職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度です。

(2) 制度概要

種類	制 度 内 容
育児休業	生後3歳に満たない子を養育する職員が、当該子が3歳に達する日までの期間を限度として、育児のために休業することができる制度。育児休業期間中、給与は無給。
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、主として託児しながら勤務する場合において、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間（育児時間を含む。）を超えない範囲内で、30分を単位として勤務しないことが認められる制度。取得時間に関しては給与の減額を行う。
育児短時間勤務制度	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、育児のため短時間勤務することが認められる制度。部分休業が正規の勤務時間は変わらず、その一部について勤務しないことを認められるのに対し、育児短時間勤務制度は正規の勤務時間自体が短くなる。給与は短くなった正規の勤務時間に応じて支給される。

※育児短時間勤務制度は平成20年4月より実施されています。

(3) 取得状況

	育児休業取得者数	部分休業取得者数		平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
		うち両休業取得者数	うち部分休業取得者数	対象者数	うち育児休業取得者数	うち両休業取得者数	うち部分休業取得者数
男子職員	1人	0人	0人	27人	1人	0人	0人
19年度から引き続くもの	0人	0人	0人				
女子職員	28人	0人	8人	29人	28人	0人	0人
19年度から引き続くもの	34人	0人	7人				
計	29人	0人	8人	56人	29人	0人	0人
19年度から引き続くもの	34人	0人	7人				

IV 職員の服務、分限及び懲戒処分状況

1 分限処分の状況（平成20年4月1日から平成21年3月31日）

分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合、又は、予算・定数・職制に比べて職員数が過大になった場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、公務能力の維持と向上を図ることを目的としています。

区分	一般職員	幼稚園教育職員
降任	0人	0人
免職	0人	0人

休職	28人	0人
降給	0人	0人
計	28人	0人

(注) 前年度より引き続き休職中の者を含む。

## 2 懲戒処分の状況 (平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日)

懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分であり、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としています。

区分	一般職員	幼稚園教育職員
戒告	2人	0人
減給	0人	0人
停職	1人	0人
免職	1人	0人
計	4人	0人

## V 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### 1 研修の状況

#### (1) 江東区実施研修の状況

区分	研 修 名	対 象	回数	日数	参加人員
職 層 研 修	新任研修	新規採用職員	1回	4日	106人
	転任研修(都区間等交流)	都区間等交流の転入職員	1回	2日	4人
	現任研修(創造性開発)	入区3年目の職員	3回	2日	81人
	〃 (フォロー)	2級職6年目の職員	1回	2日	23人
	現任技能研修	入区17年目の技能系職員	1回	1日	17人
	主任主事研修(体験学習)	主任主事 1年目の職員	7回	2~3日	53人
	〃 (政策形成)	〃 5年目の職員	3回	4日	60人
	〃 (フォロー)	〃 10年目の職員	2回	2日	44人
	技能主任研修	技能主任1年目の職員	2回	1日	33人
	リフレッシュ研修	現任・主任主事で50歳の職員	2回	1日	41人
	民間企業等派遣研修	19年度係長選考合格者(短期)及び17年度係長選考合格者(短期)のうち経過措置による未受講者	11回	4日	43人
	主査2年目研修(政策形成)	18年度係長選考合格者(短期)	1回	6日	26人
	課務担当係長昇任前研修	21年度課務担当係長昇任予定者	1回	1日	43人
	係長選任研修(コーチング)	主査昇任後10・15年目の職員及び19年度係長選考合格者(長期)	1回	2日	13人
	係長研修(新人事評価制度)	課務担当係長1年目の職員	1回	1日	37人
管理職研修(新人事評価制度)	管理職1年目の職員	1回	1日	12人	

		〃 (説明力強化)		3回	1日	42人
		管理職講演会(個人情報の漏えい防止とその対策)	管理職の全職員	2回	1回	71人
		新規再任用予定者研修	21年度新規再任用予定者	2回	1日	70人
清掃職員研修		公務員倫理	清掃事務所の全職員	2回	1日	197人
実務研修		服 務	希望する職員	1回	2日	62人
		予 算		1回	1日	62人
		法令入門		1回	2日	40人
		会 計 I		1回	2日	28人
		会 計 II		1回	1日	14人
		文 書		1回	1日	24人
		救急措置		3回	1日	85人
		I T (アクセス)		1回	2日	24人
		〃 (パワーポイント)		1回	1日	18人
		〃 (オフィス連携)		1回	1日	30人
		庁内LANシステム操作研修(職員ポータルシステム)		3回	1日	94人
		庁内LANシステム操作研修(文書管理システム)		3回	1日	96人
		接 遇		1回	1日	16人
特別研修		リレー研修		1回	1日	30人
講演会・その他		管理職選考対策講座		1回	8日	11人
		講演会(ドメスティックバイオレンスを知る)		1回	1日	109人
		運転者講習会	担当職員	1回	1日	48人
派遣研修				242回	1~6日	446人
職場研修			各課・係	54回	1~11日	1,390人
計						3,643人

(2) 特別区職員研修所実施研修の状況

区分	職 層	研 修 名	対 象	回数	日数	参加人員
共同研修	職 層 研 修	新任研修 前期・後期	新規採用職員	1回	7日	76人
		現任研修	2級職4・5年目の職員	6回	3日	70人
		係長研修	課務担当係長1年目の職員	4回	3日	42人
		管理職候補者研修(昇任前)	管理職選考合格者で、20年度に総括係長の職員	2回	2泊5日	8人
		管理職研修(職場のマネジメント力向上)	管理職の職員	1回	2日	1人

		〃 (経営戦略)		1回	1日	2人
		〃 (メディアトレーニング)		2回	1日	2人
		公務員倫理研修	希望する職員 ※一部を江東区 の新任(経験者採用)・主任主事・ リフレッシュ研修の一環として 受講	10回	1日	123人
		人権研修	希望する職員	2回	1日	9人
	清 掃 研 修	現任技能 (15年目)	採用後15年目の技能系清掃職員	4回	1日	4人
		技能主任	技能主任1年目の清掃職員	5回	3日	11人
		技能長 (3年目)	技能長3年目の清掃職員	1回	3日	1人
		転入 (同和問題)	他部署から清掃事業主管部署に 異動してきた職員	3回	1日	7人
	専門研修	担当職員	38回	1～5日	125人	
	ステップアップ研修	希望する職員 ※一部を江東区 の係長・主任主事選択研修として 受講	54回	1～2日	152人	
	自治体経営研修	希望する職員	10回	1～2日	31人	
	公務基礎・サポート研修		7回	1～5日	91人	
	調査研究・その他		26回	1～6日	116人	
計						871人

## (3) 第五ブロック (墨田・江東・足立・葛飾・江戸川) 実施研修の状況

研 修 名	対 象	回数	日数	参加人員
リーダーシップ	希望する職員	1回	1日	1人
計				1人

## (4) その他の機関 (国・東京都・その他) 実施研修の状況

研 修 機 関 名	対 象	回数	日数	参加人員
東京都福祉保健局	担当職員	12回	1～5日	44人
東京都立精神保健福祉センター		12回	1～2日	22人
国立保健医療科学院		2回	3日	4人
国土交通大学		1回	5日	1人
特別区協議会	希望する職員	10回	1～6日	16人
計				87人

## (5) 幼稚園教育職員に係る研修の実施状況

研 修 名	実施時期	日数	参加人員
講演「幼稚園主任に今求められること」(主任研修)	5月13日	1日	11人
講演「多様化する保護者への対応」	6月30日	1日	100人
講演・協議「園の課題解決に向けて」(主任研修)	7月29日	1日	11人
講演・協議「家庭地域とともにほぐむ道徳性の芽生えについて」	10月24日 11月11日	2日	100人
評価者訓練 (園長研修)	8月21日	1日	11人
講演・協議「今年度の主任としての取り組みの成果と課題」(主任研修)	1月19日	1日	11人
講演「幼児教育の今とこれから」	1月22日	1日	100人

計

344人

## 2 勤務評定等の状況

## (1) 管理職 (部課長級職員)

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、職務目標に対する成果及び職員の指導・育成に対する成果等を評定しています。

## (2) 一般職員 (係長級以下の職員)

自己申告及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、能力、執務態度、業績に対する評定をしています。その他、各昇任選考の際に個別評定を行っています。

## (3) 幼稚園教育職員

## ① 園長及び副園長

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、職務目標に対する達成及び成果等を評定しています。その他、昇任選考の際に個別評定を行っています。

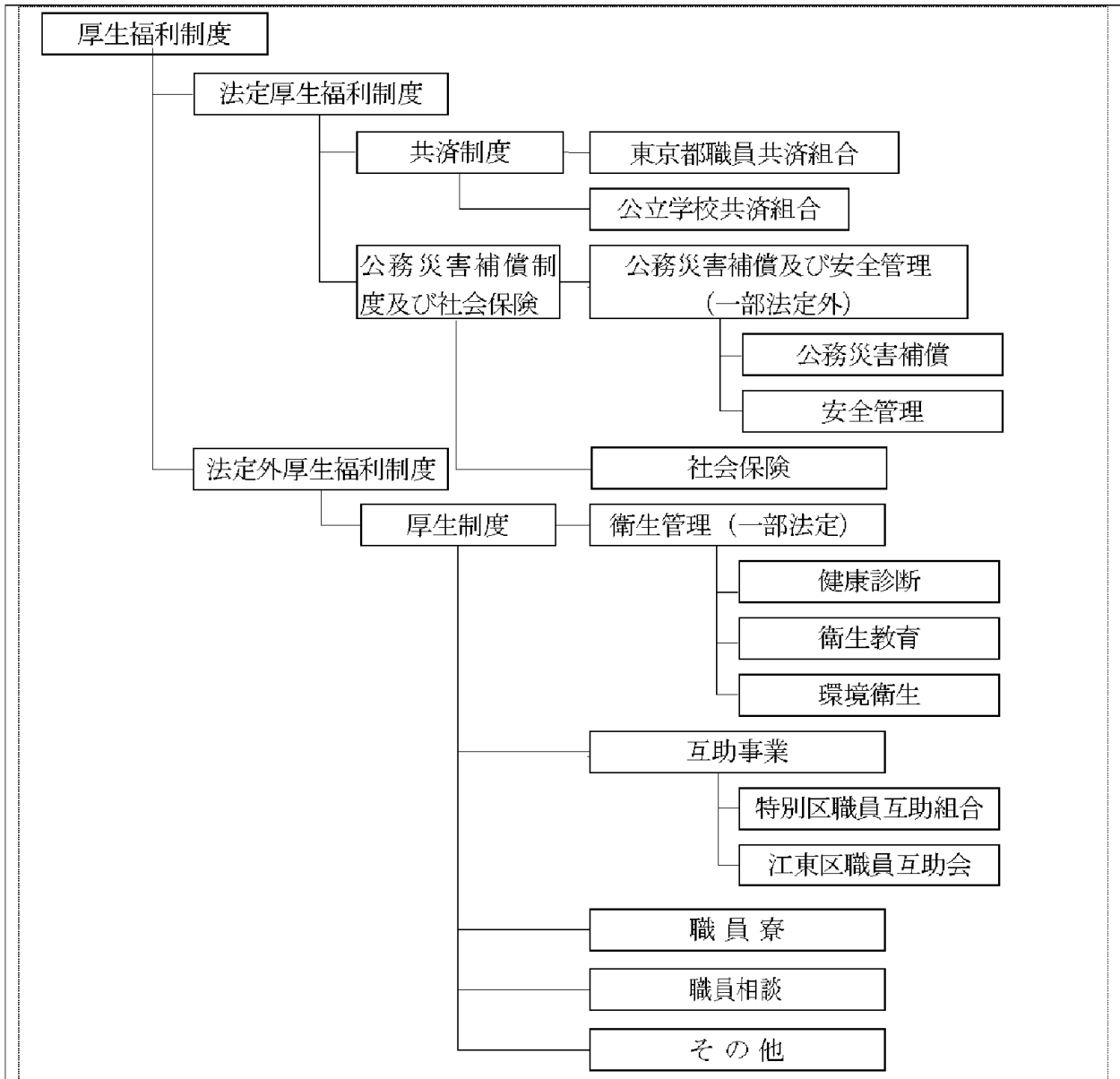
## ② 一般教員

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、教育指導・幼稚園運営についてそれぞれ能力、情意、実績の要素別に評定しています。その他、昇任選考の際に個別評定を行っています。

## VI 職員の福祉及び利益の保護の状況

## 1 厚生福利制度の体系

地方公務員法は、職員の厚生福利を図る制度として、厚生制度 (地方公務員法第 4 2 条)、共済制度 (地方公務員法第 4 3 条) を定め、また厚生福利制度とは別に公務災害補償制度 (地方公務員法第 4 5 条) を規定しています。共済制度や公務災害補償制度などのように、特別法により事業内容がほぼ法定されているものを「法定厚生福利」、地方公務員法第 4 2 条に基づき実施するもの等を「法定外厚生福利」と呼んでいます。



2 東京都職員共済組合

地方公務員及びその家族の生活の安定と福祉の増進をはかり、公務の能率的運営の助けとなるよう地方公務員等共済組合法に基づいて設立されています。地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、災害若しくは死亡に関して短期給付又は長期給付を行っています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
短期給付事業	この事業は健康保険に相当するもので、法律で給付の種類や内容が定められた「法定給付」と法令の定める基準に従って実施している「附加給付」等があります。 【給付の内容】 ① 組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付・・・法定給付 ② 組合員の休業に関する給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法定給付 ③ 組合員とその被扶養者の災害に関する給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・法定給付 ④ ①～③の給付に加えて支給する給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・附加給付
長期給付事業	この事業は、組合員等を対象としている他の二つの事業とは異なり、組合員が退職(又は死亡)した後に給付の対象となります。

	<p>永年勤続した後に退職したときや在職中の傷病がもとで心身に障害が生じて退職したとき、又は死亡したときに、退職後の生活やあとに残された家族（遺族）の生活の安定を図るため、年金などの支給を行っています。</p> <p><b>【給付の種類】</b></p> <p>① 退職共済年金…生年月日に応じた支給開始年齢から受けられる別個の給付による退職共済年金、特例による退職共済年金及び65歳から受ける本来の退職共済年金に分けられます。（経過措置があります。）</p> <p>② 障害共済年金…組合員である期間に初診日の属する傷病により、一定の障害状態になったとき支給されます。</p> <p>③ 障害一時金…組合員である期間に初診日の属する公務外の傷病により退職した場合で、障害共済年金に該当しない程度の一定の障害状態にあるとき支給されます。</p> <p>④ 遺族共済年金…組合員が死亡したときに、その遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母）に支給されます。</p>
<p>福祉事業</p>	<p>この事業は、短期、長期の給付事業以外に、組合員とその家族がより健康で豊かに生活できるような事業を行うものです。特定健康診査・特定保健指導や人間ドック利用助成、委託保健施設などの保健事業、保養施設・アジュール竹芝等の宿泊事業及び住宅資金貸付等の貸付事業を行っています。</p>

(2) 各事業の費用等の状況

共済組合で行う事業に必要な経費は、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業の各事業ごとに定められ、組合員の掛金と地方公共団体（事業主）の負担金をもって充てられています。

各事業に要する費用の負担割合は、短期給付事業に係る育児・介護休業者の公的負担分及び長期給付事業の公的負担分を除き、組合員と地方公共団体で折半となっています。なお、各事業の財源率は共済組合等の定款で定められ、次の表のとおりです。

	短期給付事業		長期給付事業	福祉事業
	短期分	介護分		
掛金 (組合員)	給料月額× 46.3125/1000	給料月額× 4.6750/1000	給料月額× 92.5000/1000	給料月額× 2.20/1000
	期末手当等× 37.05/1000	期末手当等× 3.74/1000	期末手当等× 74.00/1000	期末手当等× 1.76/1000
負担金 (事業主)	給料月額× 46.5375/1000	給料月額× 4.6750/1000	給料月額× 120.7500/1000	給料月額× 2.20/1000
	期末手当等× 37.23/1000	期末手当等× 3.74/1000	期末手当等× 96.60/1000	期末手当等× 1.76/1000

3 特別区職員互助組合

特別区及び特別区の一部事務を共同処理する一部事務組合職員の相互共済及び福利厚生増進を図ることを目的として設立され、組合員数のスケールメリットを活かした保険事業やライフプラン事業等を行っています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
保険事業	○グループ保険 ○三大疾病保険 ○療養プラン ○長期療養プラン ○医療費用保険 ○傷害保険 ○積立年金保険 ○団体取扱生命保険 ○団体取扱火災共済 ○団体取扱損害保険
ライフプラン事業	○ライフプランセミナー50 ○退職準備セミナー ○介護講座 ○介護セミナー ○経済セミナー ○子育て支援セミナー
相談事業	○職員相談室 ○ダイヤル健康相談
会員制施設事業	○宿泊施設 ○スポーツ施設
生活支援・リフレッシュ事業	○住宅ローン・自動車ローン・教育ローン・カードローンのあっせん ○割引施設 ○夏冬季日帰り施設 ○チケットの割引

(2) 事業運営費用等の状況

事業に必要な経費は、組合員が負担する組合費と各種保険の事務手数料等によってまかなわれています。平

成 20 年度の組合費は給与月額  $1000$  分の  $1.7$  となっています。

## (3) 組合員数

各区等の組合員総数は、 $70,596$  人 (平成 21 年 1 月 1 日現在) となっています。

## 4 江東区職員互助会

江東区職員の福利厚生と職員相互の親睦を図るために設けられた任意団体で、東京都職員共済組合や特別区職員互助組合の事業を補完し、職員の身近な福利厚生事業を実施しています。

## (1) 事業内容

主な事業	事業内容
給付事業	○結婚祝金 ○出産祝金 ○入学・卒業祝金 ○傷病見舞金 ○弔慰金 ○災害見舞金 ○永年勤続記念品料 ○退職せん別金 ○退会記念品
文化事業	○サークル団体助成
厚生事業	○職員ボウリング大会
カフェテリアプラン事業	○リフレッシュ、健康、育児、自己啓発などのメニューを利用した場合、自己負担額の $1/2$ を限度として助成 (年間限度額 $2$ 万 $2$ 千円)
福利事業	○人間ドック利用助成 ○退職者支援事業
貸付事業	○一般生計資金貸付金 ○特別生計資金貸付金 ○育児休業資金貸付金 ○住宅資金貸付金 ○進学資金貸付金

## (2) 事業運営費用等の状況 (平成 20 年度決算額)

事業に必要な経費は、会員から徴収する会費と区の交付金でまかなわれ、会費と区交付金の負担割合は  $1:0.9$  となっています。カフェテリアプラン事業以外の事業については会員の会費を運営費用としています。

会費収入額 (会費割合)	区交付金額	会員数(平成21年3月31日)	一人当たり区交付金額
$63,402,791$ 円 (給料月額 $\times 5/1000$ )	$58,116,000$ 円	$3,294$ 人	$17,643$ 円

## 5 公立学校共済組合

地方公務員等共済組合法に基づいて設立された法人で、公立学校の教職員をはじめ、都道府県教育委員会に所属する職員などにより組織されています。

組合員の相互救済による給付事業及び福祉事業を行い、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の増進を図るとともに、公務の能率的運営に資することを目的としています。

## (1) 事業内容

主な事業	事業内容
短期給付事業	組合員やその被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害などに関して給付金を支給しています。民間の健康保険に相当する事業です。
長期給付事業	組合員の退職後の生活の安定のため、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金等の給付を行っています。民間の厚生年金保険に相当する事業です。
福祉事業	組合員の福祉、健康の保持増進や日常経済生活を支援することにより、豊かな生活の維持向上を目指すための事業を行っています。 ○住宅資金等の貸付事業 ○人間ドック・特定健康診査等の保健事業 ○保健施設の開設や保養施設などの宿泊事業

## (2) 各事業の費用等の状況

共済組合の行う事業の主な財源は、組合員から徴収する掛金と、地方公共団体等 (事業主) が納付する負担金からなっています。

	短期給付事業		長期給付事業	福祉事業
	短期分	介護分		
掛金 (組合員)	給料月額× 37.00/1000	給料月額× 4.11/1000	給料月額× 92.5000/1000	給料月額× 1.65/1000
	期末手当等× 29.60/1000	期末手当等× 3.29/1000	期末手当等× 74.00/1000	期末手当等× 1.32/1000
負担金 (事業主)	給料月額× 37.21/1000	給料月額× 4.11/1000	給料月額× 120.7500/1000	給料月額× 1.65/1000
	期末手当等× 29.77/1000	期末手当等× 3.29/1000	期末手当等× 96.60/1000	期末手当等× 1.32/1000

6 公務災害・通勤災害の状況(平成20年4月1日から平成21年3月31日)

区分	一般職員	教育公務員
公務災害	26件	1件
通勤災害	1件	0件
計	27件	1件

7 職員健康診断の状況  
平成20年度における職員の健康診断は計20種について実施しました。主な健康診断の実施状況は次のとおりです。

(1) 一般職員

主な健康診断	受診者数
定期健康診断	延2,432人
消化器系健康診断	延1,890人
婦人健康診断	延2,159人
VDT健康診断	1,102人

(2) 幼稚園教育職員

主な健康診断	受診者数
教職員結核・循環器系検診	延106人
教職員胃検診	延38人
教職員大腸ガン検診	延37人
教職員婦人科健康診断	延66人

8 職員健康相談の状況(平成20年度)

名称	実施内容	件数
健康相談	医師・保健師による健康増進・予防に関する相談を区役所で月1回実施	26件
メンタルヘルス相談	産業医による、こころの健康相談、過重労働による心身の健康相談を区役所で月1回実施	126件
	臨床心理士・保健師によるカウンセリングを外部委託機関で随時実施	43件

9 職員貸与被服の状況(平成20年度の主な貸与実績)

種別	貸与対象	貸与期間	貸与数
作業服	土木現場での作業等及び一般用務に従事する者	1~5年	324着
清掃作業服	清掃事務所においてごみ収集・運転業務等に従事する者	1~4年	621着
保育園業務服	保育士、保育園等において賄い及び業務に従事する者	2年	834着
業務服	福祉会館・児童館等において指導及び用務に従事する者	1~2年	183着

防寒着・雨衣	出張・調査・作業等屋外での業務（清掃を含む）に従事する者	2～5年	158 着
業務靴・布靴	福祉、児童指導、用務、保育士	1～3年	979 足

## 10 職員寮の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

名称	室数	入寮者数	使用料
古石場職員寮	32室	20人	月額12,500円

## VII 特別区人事委員会の業務状況

## 1 職員の競争試験及び選考の状況

## (1) 採用試験等

平成 20 年度における採用試験等については、以下のとおり実施しました。

## ① 受験資格等

		国籍要件	年齢	資格・免許		その他
I 類	事務	有	22歳以上 28歳未満			<ul style="list-style-type: none"> <li>活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できます。</li> <li>22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人、又は、これと同等の資格があると人事委員会が認める人</li> </ul>
	土木造園(土木)					
	土木造園(造園)					
	建築					
	機械					
電気						
III 類	福祉	無	22歳以上 30歳未満	社会福祉士、児童指導員又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人		
	衛生監視(衛生)	有		食品衛生監視員及び環境衛生監視員		
	衛生監視(化学)					
	保健師	無	22歳以上 40歳未満	保健師		
III 類	事務	有	18歳以上 22歳未満			活字印刷文による出題に対応できる人
身障選考(注)	事務	有	18歳以上 28歳未満			<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けている人</li> <li>特別区の区域内に住所を有する人</li> <li>自力通勤ができ、かつ介護者なしに職務遂行が可能な人</li> <li>通常の勤務時間に対応できる人</li> <li>活字印刷文による出題に対応できる人</li> </ul>
経験者2級	事務	有	28歳以上 32歳未満	民間等での業務従事歴4年以上	当該職種に関係する業務に従事	<ul style="list-style-type: none"> <li>活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できます。</li> </ul>
	土木造園(土木)					
	建築					

経験者3級(主任主事Ⅰ)	事務	有	32歳以上 37歳未満	民間等 での業 務従事 歴8年 以上	当該職種 に 関係す る業 務に 従事	・活字印刷文による出題に 対応できる人。ただし、事務に ついては点字による出題に 対応できる人も受験できま す。
	土木造園(土木)					
	建築					
	機械					
	電気					
経験者3級(主任主事Ⅱ)	事務	37歳以上 46歳未満	民間等 での業 務従事 歴13 年以上	当該職種 に 関係す る業 務に 従事		
	土木造園(土木)					
	建築					
	機械					
	電気					

(注) 身障選考は身体障害者を対象とする採用選考の略(以下同様)

② 日程

区分	I類	Ⅲ類	身障選考	経験者
告示	3月19日	6月10日	8月7日	6月10日
第1次試験(筆記)	5月11日	9月15日	10月13日	9月15日
第1次試験合格発表	6月27日	10月20日	11月4日	10月20日
第2次試験(面接)	7月7日～7月22日	10月27日～29日	11月13日、27日	11月1日～11月30日
最終合格発表	8月4日	11月11日	12月11日	12月5日

③ 実施状況

採用区分	職種(試験区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数			
		20年度	19年度	比較増△減	20年度	19年度	比較増△減	20年度	19年度	比較増△減	
I類	事務	8,320	7,518	802	5,934	5,847	87	1,278	964	314	
	土木造園(土木)	414	423	-9	309	315	-6	146	121	25	
	土木造園(造園)	88	91	-3	60	82	-22	29	19	10	
	建築	233	196	37	173	146	27	93	81	12	
	機械	57	66	-9	38	49	-11	21	18	3	
	電気	101	72	29	56	55	1	26	14	12	
	福祉	417	280	137	286	216	70	61	22	39	
	衛生監視(衛生)	254	207	47	181	164	17	73	67	6	
	衛生監視(化学)	106	102	4	66	68	-2	9	11	-2	
保健師	511	485	26	405	413	-8	91	110	-19		
小計	10,501	9,440	1,061	7,508	7,355	153	1,827	1,427	400		
Ⅲ類	事務	3,102	1,852	1,250	2,504	1,415	1,089	272	288	-16	
身障選考	事務	55	70	-15	47	59	-12	16	15	1	
経験者	2級	事務	1,398	1,214	184	891	638	253	183	192	-9
	職	土木造園(土)	70	79	-9	40	48	-8	27	24	3

		木)									
		建築	58	43	15	34	19	15	25	12	13
		小 計	1,526	1,336	190	965	705	260	235	228	7
3 級職	(主任主事Ⅰ)	事務	2,090	1,781	309	1,411	1,084	327	86	51	35
		土木造園(土木)	176	199	-23	118	137	-19	12	10	2
		建築	106	115	-9	80	84	-4	25	38	-13
		機械	30	36	-6	26	28	-2	7	8	-1
		電気	40	48	-8	28	29	-1	13	9	4
		小 計	2,442	2,179	263	1,663	1,362	301	143	116	27
		事務	1,904	-	皆増	1,265	-	皆増	12	-	皆増
3 級職	(主任主事Ⅱ)	土木造園(土木)	195	-	皆増	127	-	皆増	6	-	皆増
		建築	91	-	皆増	59	-	皆増	7	-	皆増
		機械	6	-	皆増	6	-	皆増	2	-	皆増
		電気	6	-	皆増	3	-	皆増	2	-	皆増
		小 計	2,202	-	皆増	1,460	-	皆増	29	-	皆増
		事務	1,904	-	皆増	1,265	-	皆増	12	-	皆増
		土木造園(土木)	195	-	皆増	127	-	皆増	6	-	皆増
合 計	19,828	14,877	-	14,147	10,896	-	2,522	2,074	-		

(2) 採用選考

平成 20 年度に人事委員会が実施した江東区の採用選考の実施状況は次のとおりです。

① 指導室長・医師

区 分	合格者数
指導室長	0名
医師(課長級以上)	2名
計	2名

② 一般職の任期付職員の採用選考

採用職層	採用承認人数
係長職	0名
総括係長	0名
課長級	0名
統括課長	0名
部長級	0名

(3) 管理職選考

① 受験資格及び選考方法

○ I 類

(受験資格) 要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成 21 年 3 月末日現在、年齢 55 歳未満で、主任主事以上の在職期間が 6 年以上の者

(選考方法) 筆記考査(択一・記述・論文)、勤務評定、口頭試問、適性評定(技術のみ)

○ II 類

(受験資格) 要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成 21 年 3 月末日現在、年齢 47 歳以上 56 歳未満で、総括係長の在職期間が 1 年以上の者

(選考方法) 筆記考査(論文)、勤務評定、口頭試問

② 実施状況(23 区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計)

	有資格者数	申込者数	申込率	受験者数	受験率	口頭試問進出者数	口頭試問進出率	合格者数	合格率
	A	B	B/A	C	C/B	D	D/C	E	E/C

I 類	事務	18,268名	761名	4.2%	540名	71.0%	205名	38.0%	97名	18.0%
	技術Ⅰ	775名	94名	12.1%	74名	78.7%	21名	28.4%	13名	17.6%
	技術Ⅱ	479名	61名	12.7%	37名	60.7%	18名	48.6%	13名	35.1%
	技術Ⅲ	1,352名	43名	3.2%	33名	76.7%	11名	33.3%	7名	21.2%
	技術計	2,606名	198名	7.6%	144名	72.7%	50名	34.7%	33名	22.9%
	計	20,874名	959名	4.6%	684名	71.3%	255名	37.3%	130名	19.0%
II 類	事務	981名	213名	21.7%	180名	84.5%	140名	77.8%	65名	36.1%
	技術	192名	40名	20.8%	33名	82.5%	11名	33.3%	11名	33.3%
	計	1,173名	253名	21.6%	213名	84.2%	151名	70.9%	76名	35.7%
合計	22,047名	1,212名	5.5%	897名	74.0%	406名	45.3%	206名	23.0%	

(4) 特例転職選考

① 受験資格及び選考方法

(受験資格) 日本国籍を有し、平成21年3月末日現在、年齢55歳未満で、「一般業務」の職務に従事する者又は、技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると任命権者が認める者

(選考方法) 筆記考査(択一・作文)、勤務評定

② 実施状況(23区、特別区競馬組合の合計)

区分	職種	職務	有資格者数 A	申込者数 B	申込率 B/A	受験者数 C	受験率 C/B	合格者数 d	合格率 d/C
業務系	業務	一般業務	60名	20名	33.3%	18名	90.0%	13名	72.2%
技能系 (異種職務従事者)	技能Ⅰ	自動車運転	1名	1名	100.0%	1名	100.0%	1名	100.0%
		ボイラー技士	1名	1名	100.0%	1名	100.0%	1名	100.0%
		介護指導	59名	27名	45.8%	23名	85.2%	18名	78.3%
	技能Ⅱ	電話交換	7名	4名	57.1%	3名	75.0%	3名	100.0%
		警備	3名	2名	66.7%	1名	50.0%	0名	0.0%
		作業Ⅰ	33名	18名	54.5%	16名	88.9%	13名	81.3%
	技能Ⅲ	調理	4名	4名	100.0%	4名	100.0%	4名	100.0%
		用務	38名	26名	68.4%	26名	100.0%	19名	73.1%
		環境技能	1名	1名	100.0%	1名	100.0%	1名	100.0%
		作業Ⅱ	36名	21名	58.3%	21名	100.0%	14名	66.7%
	技能Ⅳ	家庭奉仕	11名	6名	54.5%	3名	50.0%	2名	66.7%
技能系計			194名	111名	57.2%	100名	90.1%	76名	76.0%
合計			254名	131名	51.6%	118名	90.1%	89名	75.4%

(注) 1 技能Ⅴ及び技能Ⅵは有資格者なし

2 特別区競馬組合の「厩務」は、技能Ⅲ(作業Ⅱ)として集計

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成20年10月10日、23区の各区議会議員及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

その概要は次のとおりです。

(1) 本年のポイント

① 職員給与は民間給与とほぼ均衡(公民較差は75円、0.02%)しているため、月例給与の改定なし  
・期末手当・勤勉手当(ボーナス)も民間の支給割合とおおむね均衡しているため、改定なし

② 地域手当の支給割合を、現行から14.5%から16%に引上げ、給料月額を引上げ分と同率程度引下げ

〔 I 類初任給等は給料月額を据置き〕

③ 勤務時間の短縮等

- ・職員の勤務時間は、民間準拠を基本としつつ、国等との制度的な均衡を図るため、1日あたり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定することが適当
- ・休息時間は早急に廃止すべき

(2) 職員の給与に関する報告 (意見)・勧告

① 職員と民間従業員との給与の比較

ア 民間給与実態調査の内容 (平成 20 年 4 月)

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ事業所規模50以上の事業所
事業所数	特別区内の958民間事業所を实地調査 (調査完了737事業所)

イ 職員給与等実態調査の内容 (平成 20 年 4 月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与	平均年齢
63,274人	30,026人	432,612円	44.7歳

ウ 公民比較の結果

	民間従業員	職 員	差
月 例 給 平 均 給 与	432,687円	432,612円	75円 (0.02%) *改定を行わない
特 別 給 年 間 支 給 月 数	4.51月分	4.50月分	0.01月分 *改定を行わない

(注) 職員、民間従業員ともに当該年度の新卒採用者は含まれていない。

② 改定の内容

ア 地域手当の支給割合の改定に伴う配分の見直し

- ・地域手当の支給割合を14.5%から16%に引上げ、給料月額を引上げ分と同率程度引下げ (I類初任給までの号給等の給料月額は据置き、初任給付近等の号給は引下げを緩和)

○行政職給料表 (一) の初任給

区 分	給料月額
I 類 (大学卒程度)	181,200円 (据置き)
III 類 (高卒程度)	143,000円 (据置き)

イ 初任給調整手当

- ・医師及び歯科医師に対する初任給調整手当は、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえた検討が必要 (参考 1) 平均年間給与額 (公民比較対象職員)

平均年間給与額
約7,186千円

(参考 2) モデルケースによる試算

- ケース 1 ⇒係員 (1級 29号給)、年齢 25 歳、  
扶養手当：無し、住居手当：有り

給与月額	年間給与
218,492円	3,568千円

- ケース 2 ⇒係長 (4級 61号給)、年齢 40 歳、  
扶養手当：配偶者、子 2 人 (教育加算無し)、住居手当：有り

給与月額	年間給与
453,776円	7,561千円

- ケース 3 ⇒課長 (6級 69号給)、年齢 45 歳、  
扶養手当：配偶者、子 2 人 (教育加算無し)、住居手当：有り

給与月額	年間給与
637,636円	10,705千円

- ケース 4 ⇒部長 (8 級 5 5 号給)、年齢 5 0 歳、  
扶養手当：配偶者、子 2 人 (内教育加算 1 人)、住居手当：有り

給与月額	年間給与
761, 292円	12, 920千円

- ウ 実施時期
- 改正条例の公布日の属する月の翌月の初日 (公布日が月の初日であるときは、その日) から実施
- ③ 特別区の給与構造の改革
- ア 地域手当の支給割合
- 国等との制度上の均衡を図り、区民に理解されやすい給与制度とする趣旨等から、これまでと同様の取扱いとする。
- イ 給与カーブのフラット化
- 今後とも、民間賃金の動向を考慮しながら、中高齢層職員と若年層との世代間配分の是正に取り組む。
- ウ 勤勉手当への成績率のさらなる反映
- 能力・業績主義をより一層推進する観点から、各区においては国等の動向も注視しながら、勤勉手当への成績率のさらなる反映に向けて取り組むべきである。
- ④ 教育職員の給与制度
- 区費負担の小・中学校教育職員及び区が設置する中等教育学校の教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当。
  - 現行の幼稚園教育職員給料表においては、教頭と教諭が同じ級に格付けられている。法改正により設置が可能となった職の配置の必要性も含め、級構成の検討が必要。
- (3) 人事制度、勤務環境の整備等に関する報告 (意見)
- ① 人事制度
- ア 人材育成
- 任命権者は、異動や昇任を職員のキャリアアップの大きな節目と捉えて人材育成を図ることが必要。職層ごとの役割・能力を到達目標として示し、職員が主体的に能力を獲得できるように評価制度の活用等を行うことが必要。
  - 技術系職員の技術力・組織力の維持・向上が課題。技術系職員の育成には、各区における取組みの充実のほか、幅広い技術系職員の交流の研修等、特別区全体を見渡した新たな取組みが必要。
- イ 採用
- 行政サービス拡充のため、採用チャネルを拡大し、必要な人材を確保。任命権者は、行政サービスや組織活力のさらなる向上のため、採用チャネルの活用拡大や公務に有用な人材と配置に関する検討が必要。本委員会は人材供給構造の多様化を見極めながら、採用チャネルの拡大のあり方等について引き続き検討。
  - 行政課題が複雑・高度化する傾向。高度の専門的な知識や資格を有する人材をスタッフ機能として活用する仕組みの検討と整備が必要。
  - 来年度の I 類採用試験から、筆記試験内容を精査し、より幅広い層が受験しやすくなるよう改正。
- ウ 昇任
- 昇任選考の申込者が減少傾向。任命権者は、仕事にやりがいや達成感を持つことのできるよう、適正な組織運営を心がけるべき。
  - 管理職選考の申込者の割合が低迷。管理職に相応しい資質、能力、意欲を持つ職員を的確に選抜するため、職員のライフスタイルの変化、中堅職員層の多忙な職務実態を考慮しつつ、早期の改正が必要。
- エ 人事評価
- 評価制度は、能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度確立の根幹。制度運用を行いつつ、不断の検証を行い、改善を重ねて精度の向上が不可欠。
  - 評価制度は、人材育成や給与処遇への反映について各区で取組みが進行。さらに昇任や異動等の任用管理に活用し、総合的な人事・給与制度の充実が求められる。
- オ その他の課題
- 転職制度は、これまで大きな制度見直しが行われていない。能力の有効活用等の観点から、転職制度全体の枠組みの整理、再構築の検討が必要。
  - 管理職については、これまでの交流制度に加え、地方自治法に基づく派遣制度を活用した積極的な人材交流が図られている。任命権者は、各区における人材育成を基本としつつ、人材交流の仕組みを活用し、より幅広い視野を持つ職員の育成が必要。
- ② 勤務環境の整備
- ア 職業生活と家庭生活の両立支援

・職業生活と家庭生活の両立支援を進めるためには、育児短時間勤務制度等の適切な運用が図られることがより重要。

イ 勤務時間の短縮等

・民間準拠を基本としつつ、国等との制度的な均衡を図るため、職員の勤務時間を 1 日あたり 7 時間 45 分、1 週間当たり 38 時間 45 分に改定することが適当。

○特別区内の民間事業所における平均所定労働時間の状況

	1 日あたり	1 週間あたり
平成18年	7時間39分	38時間23分
平成19年	7時間40分	38時間28分
平成20年	7時間39分	38時間25分

・これまでも言及してきた休憩時間については、早急に廃止すべき

・勤務時間の短縮等を行う場合は、行政サービスに支障を生じさせない適切な勤務体制の整備が必要。行政コストの増加を招かないことを基本とするべき。

ウ 超過勤務の縮減等

・超過勤務の縮減等は、ワーク・ライフ・バランスの観点からも重要。全庁的な取組みの強化とあわせて、組織の実態に応じたより実効性のある具体的な取組みが必要。

エ 心の健康 (メンタルヘルスの推進)

・早期発見や予防を中心とした職場での心の健康づくり対策のさらなる充実に加え、ストレスの低減に向けた職場風土の改善が必要。

③ 公務員倫理

・公務に対する社会の目が厳しくなっている昨今の状況を鑑み、職員一人ひとりが改めて公務員のあるべき姿を強く認識すべき。任命権者は、意識啓発や倫理研修等の充実に加え、不祥事が起きない組織づくりを行うべき。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 20 年度中における江東区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

19年度からの継続 件数 A	20年度 要求件数 B	完結件数 C	翌年度継続件数 A+B-C	備 考
0件	0件	0件	0件	

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 20 年度中における江東区の不服申立ての状況は、下記のとおりです。

19年度からの継続 件数 A	20年度 申立て件数 B	完結件数 C	翌年度継続件数 A+B-C	備 考
18件	0件	0件	18件	